



反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel: 03-3568-7709 Fax: 03-3586-7448

Email: imadrjc@imadr.org Website: www.imadr.org/japan

2008年5月9日(金)・UPR日本審査

差別問題に関する質問・勧告および日本政府回答記録(傍聴メモより・暫定版)

作成：IMADR-JC 事務局

2008年5月9日、国連人権理事会の「普遍的定期審査 (UPR)」作業部会第2会期において、日本の人権状況が審査されました。

作業部会における審議は、最初に審査対象国となった日本政府が政府作成の報告書を紹介し、そのうち人権理事会理事国およびオブザーバー国政府代表からの質問および勧告とそれに対する日本政府の回答がなされ、最後に日本政府がまとめて発言する、という流れでなされました。ここでなされた協議をもとに「トロイカ」の3国政府 (フランス、ジブチ、インドネシア) が報告書をまとめ、5月14日に作業部会が同報告書を採択することになります。

日本審査においては、人権理事会理事国およびオブザーバー国によって、死刑問題・死刑確定者の処遇、国内人権機関の設置、代用監獄と警察の取調の可視化、日本軍「慰安婦」問題、国連人権条約の選択議定書への参加、その他の拘禁問題、差別問題などについて質問・勧告が出されました。

ここでは、とくに差別問題に関する事項、および国内人権機関の設置に関する審議の内容について、

- 1) 審査にて提示された具体的問題について、どの政府が発言をしたか、
- 2) 各国政府が個々の問題についてどのような発言をしたか、
- 3) 質問・勧告に対する日本政府の回答はどのようなものだったのか、

をリストします。

※ 国名は、発言した作業部会メンバー国政府です。

1. 審査にて提示された具体的問題について、どの政府が発言をしたか

マイノリティの状況・差別問題

- ・ マイノリティの状況と差別撤廃のための措置
 - 朝鮮民主主義人民共和国、中国、韓国、イギリス、ロシア、フィリピン
 - ※中国、朝鮮民主主義人民共和国、韓国：人種差別に関する特別報告者の指摘に言及。
 - ※朝鮮民主主義人民共和国、韓国：在日コリアンの人びとについて特に言及。
 - 韓国は歴史教科書の重要性にも言及。

- ・ マイノリティ女性の状況に関する調査・施策の実施
→ドイツ
- ・ 差別禁止法の制定
→フランス、ブラジル、イラン、グアテマラ
- ・ 入管局ウェブサイトの匿名通報用ページの撤廃
→グアテマラ（人種主義に関する特別報告者の同内容の勧告に言及）
- ・ 性的マイノリティに対する差別への対策・法制定
→カナダ
- ・ 民法等における女性に対する差別的な規定の廃止、男女平等の促進
→ポルトガル、フランス、メキシコ、スロベニア、ルーマニア（後者のみ）、ロシア
- ・ UPR 審査の準備段階（協議と報告書作成）及びフォローアップにおけるジェンダーの視点・主流化
→スロベニア、パキスタン(後者のみ)
- ・ 婚外子に対する差別（民法の修正）
→アゼルバイジャン（子どもの権利委員会の勧告に言及）
- ・ 高齢者の権利保護
→ベトナム、モーリタニア
- ・ ハンセン病患者に対する差別
→メキシコ、ブラジル、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア
※ 日本政府の措置を称賛：メキシコ、ブラジル、バングラデシュ、スリランカ
※ 法的及び政策的な措置について質問：マレーシア
- ・ 人身売買と女性に対する暴力
→メキシコ、アルジェリア、ルーマニア、ヨルダン、カナダ、フィリピン、アゼルバイジャン、モーリタニア、韓国、ロシア
※ 女性差別撤廃条約（CEDAW）・子どもの権利条約(CRC)の実施としての対策について：
メキシコ、アルジェリア（興行ビザの問題に言及）
※ 国籍および移住資格を問わない暴力被害者保護について：ルーマニア、ロシア
※ セクシャル・ハラスメントに対する措置の必要性：ルーマニア
※ 日本政府の措置を称賛：アゼルバイジャン、モーリタニア、ルーマニア、カナダ、フィリピン、韓国、ラトビア
- ・ 移住者の状況
→イラン、ブラジル、アゼルバイジャン、ペルー、フィリピン、アメリカ合衆国

- ※ 移住者の権利保護措置：イラン、ブラジル
 - ※ 移住労働者の権利条約の批准：アゼルバイジャン、ペルー
 - ※ 入管収容施設の問題：アメリカ合衆国
 - ※ 日本政府の措置を称賛、文化間対話を奨励：フィリピン
- ・ 難民申請者、および難民
 - スロバキア、韓国
 - ※ 難民申請を再審査する独立機関の設置を勧告：スロバキア（拷問等禁止委員会による勧告に言及）
 - ※ 日本政府の措置を称賛：韓国
 - ・ 先住民族の権利
 - グアテマラ、ペルー、アルジェリア
 - ※ とくに、アイヌ民族の権利と先住民族権利宣言の周知・国内実施について

人権条約・選択議定書の批准

- メキシコ、ブラジル、アルバニア、ポルトガル
- ※ 女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約、自由権規約の選択議定書批准、人種差別撤廃条約の個人通報制度への加入など。

人権理事会の特別手続きに対する継続招待（Standing invitation）

- カナダ（勧告）、ラトビア（可能性について質問）

国内人権機関の設置について

- アルジェリア、カナダ、メキシコ、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、カタール、フィリピン
- ※ 「勧告」：アルジェリア、カナダ、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、カタール
- ※ 「パリ原則」への言及：カナダ、アゼルバイジャン、カタール、フィリピン

市民社会の参加

- イギリス
- ※ UPR 報告の作成における市民社会との協議について質問
- ※ UPR のフォローアップにおける市民社会の全面的な参加を勧告

2. 各国政府が個々の問題についてどのような発言をしたか

差別問題について

■朝鮮民主主義人民共和国

- ・ 人種差別に関する特別報告者が指摘した、在日コリアンに対する雇用、住居、結婚、健康、教育および政治参加における差別の撤廃を求める
- ・ 人権委員会、女性差別撤廃委員会及び子どもの権利委員会の懸念に触れ、民族名から日本式の名前への強制的改名、在日コリアンの民族学校の不認定や大学入学資格における不平等に言及。
- ・ 過去の人権侵害の解決に努めない傾向、及びその再発の兆候である日本における史実の歪曲について懸念を表し、人種差別に関する特別報告者が求めたようにこの問題に対する対策を至急実施することを勧告した。

■中国

- ・ 人種差別に関する特別報告者が促した人種差別・外国人嫌悪に関する対策の実施を望む

■韓国

- ・ 人種差別に関する特別報告者は、日本社会における人種差別・外国人嫌悪がコリアン・マイノリティをはじめとする3種類の被差別集団（事務局注：国内マイノリティ、旧植民地出身者およびその子孫、移住者・外国人）に影響を及ぼしているという結論に達した。この3種類のグループのための更なる対策を期待する。
- ・ 正しい歴史教科書の重要性

■イギリス

- ・ 政府の報告書以外の2つの報告書で示された、マイノリティの状況に関する懸念に対し、更なる対策をとる予定はあるのか？

■ロシア

- ・ 日本の法律において差別に関する定義がないことに対し繰り返し懸念が表されている。マイノリティ、外国人及び移住者に対する人種差別が残っている。マイノリティが雇用、結婚、年金、及び、居住、教育と医療施設へのアクセスと国の機関において周辺化されていることに関する対策について教えてもらいたい。

■フィリピン

- ・ 住者およびマイノリティの権利に関する尊重と理解を促進する措置を称賛し、この措置に関する更なる情報を求める。

■ドイツ

- ・ 女性差別撤廃委員会が勧告した、マイノリティ女性の雇用、健康、教育、暴力に関する統計に関する施策はとったのか。
- ・ マイノリティ女性が直面する問題に対し施策を採ることを勧告する。

■フランス

- ・ 日本国憲法14条に関わらず、差別に対する救済措置を定める法律がないが、将来に対応する措置を講じる予定があるのか。

■ブラジル

- ・ 人種差別およびあらゆる差別をなくすために講じている対策とは？
- ・ 差別を定義し、禁止する法律の制定を検討するように勧告する。

■イラン

- ・ 人種主義、人種差別に対しどのような具体的な対策をとっているか。
- ・ 人種差別、外国人嫌悪及び関連する不寛容に対する法律の制定を勧告する。

■グアテマラ

- ・ 刑法において差別を定義する条文を定めるよう要請する。
- ・ 法務省入国管理局のウェブサイト上において導入された、不法滞在者の疑いがある者の情報を通報するよう市民に要請する制度は人種差別を扇動する危険性があるため、人種差別の特別報告者が求めたように廃止することを勧告する。

■カナダ

- ・ 性的指向に基づき、ゲイ、レズビアンなどに対する差別を禁じる法律がない。この人々に対する差別と戦うための対策を講じることを勧告する。

■ポルトガル、フランス、メキシコ、スロベニア

- ・ 民法などにおいて女性に対し差別的な規定を廃止し、男女平等を促進するように勧告した。

■スロベニア

- ・ 政府のUPR報告書を作成する前の協議プロセス、報告書の作成及び今後のフォローアップにおけるジェンダーの主流化を確保するために講じた措置に関する質問。UPRのフォローアップにおいてジェンダーを主流化するように勧告。

■パキスタン

- ・ UPR 審査後のフォローアップ過程においてジェンダー視点を含む予定はあるのか。

■アゼルバイジャン

- ・ 子どもの権利委員会は民法における婚外子に対する差別的な規定を修正するように勧告したが、この勧告を実施する予定はあるのか。

■モーリタニア

- ・ 高齢被雇用者の権利を確保するための措置について更なる情報がほしい。

■ベトナム

- ・ 高齢者の権利を保護するための措置について更なる情報がほしい。

人身売買と女性に対する暴力について

■メキシコ

- ・ CEDAWとCRCの実施において暴力及び人身売買に対し適用されている対策について質問

■ルーマニア

- ・ 国籍及び移住資格を問わずに家庭内などの暴力被害者の権利を保障する措置について更なる情報がほしい

■アルジェリア

- ・ 女性差別撤廃委員会が取り上げた、女性に対する暴力の問題及び興行ビザの問題に対しどのような対策を講じる予定なのか

■ヨルダン

- ・ 人身売買の被害者を保護するに当たり、どのような課題があるのか

■カナダ

- ・ 女性および子供に対する人身売買を始め、人身売買に対する取り組みを引き続き実践することを勧告。
- ・ 政府担当官の人権教育や被害者のカウンセリング・センターへの支援を含めて、女性及び子どもに対する暴力の減少に向けた対策の実施を続けることを勧告

■フィリピン

- ・ 人身売買の需要要因と取り組むためにはどのような対策を講じているのか。
- ・ 過去および今日の人身売買の被害者を保護・救済する措置をいっそう強化することを望む

■ロシア

- ・ 外国人女性の在留資格・ビザは、日本人配偶者との同居が条件になっているため、家庭内暴力を受けても通報したり別居したりできない現状がある。外国人女性の権利を保護するためにどのような措置を講じているか。

その他、アゼルバイジャン、モーリタニア、ルーマニア、カナダ、フィリピン、韓国が人身売買に関する措置を称賛した。

移住者について

■イラン、ブラジル

- ・ 移民者の権利を保護するためにどのような具体的な措置をとっているか。

■アゼルバイジャン、ペルー

- ・ 移住労働者の権利条約の批准を検討すること

■アメリカ合衆国

- ・ 入管収容施設における、虐待防止措置について質問
- ・ 入管収容施設に関し、国際的視察団を受け入れ、調査・勧告を受けることを勧告

その他、フィリピンが移民者及びマイノリティの権利に関する尊重と理解を促進する措置を称賛し、この措置に関する更なる情報を求めた。文化間の対話を奨励した。

難民申請者、および難民について

■スロバキア

- ・ 拷問等禁止委員会（CAT）が、2007年の最終見解で、拷問を受ける可能性がある場合に難民申請者・難民の強制送還を禁じるように勧告した。CATの最終見解にもあるように、難民申請を再審査する独立機関を設置することを勧告する。

その他、韓国が難民認定に関する取り組みを称賛した。

選択議定書の締結について

■メキシコ

- ・ 女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約および障害者権利条約の選択議定書の批准、および人種差別撤廃条約の個人通報制度を取り入れるよう、検討すること

■ブラジル、アルバニア

- ・ CEDAW、自由権規約及びCATの選択議定書の批准を検討すること

■ポルトガル

- ・ 自由権規約の選択議定書の署名を勧告

先住民族の権利について

■グアテマラ

- ・ 先住民族権利宣言の実施にむけて、アイヌ先住民族と政府間の対話を始めるために努めることを勧告する

■ペルー

- ・ 先住民族の権利宣言に関し、どのような国民への啓発活動を行っているのか。
- ・ アイヌ民族の権利を保障するためにはどのような措置をとっているのか。

■アルジェリア

- ・ アイヌ民族の土地権を再吟味し、そのありかたが先住民族の権利宣言と合致していることを確保することを求める。

国内人権機関の設置について

■アルジェリア

- ・ 国内人権機関を可能な限り早く設置することを勧告する。

■カナダ

- ・ パリ原則に沿った国内人権機関の設置に関する法案を確定することを勧告する。

■メキシコ

- ・ 人権侵害を捜査できる国内人権機関の発効を促進するために、現在採っているもしくは考慮している措置について伺いたい。

■イラン

- ・ 人権侵害に対処するための国内人権機関を設置することを勧告する。

■トルコ

- ・ 国内人権機関の設置に関し、人権擁護法案の法務省による審議が近々終了する予定かどうか知りたい。審議後にはどのような手続きの段取りが必要なのか。
- ・ 国内人権機関に関する法案を可能な限り早く通過させることを勧告する。

■アゼルバイジャン

- ・ 国内人権機関に関する施策を奨励する。また、それがパリ原則に沿ったものになることを期待する。

■カタール

- ・ 国内人権機関を設置するために、現時点ではどのような措置をとっているか？
- ・ パリ原則に沿った国内人権機関を設置するよう、継続的に努力することを勧告する。

■フィリピン

- ・ パリ原則に沿った国内人権機関の創設を認めるこの法案の審議について、関心を持って注目する。この法案が迅速に通過することを望む。

3. 質問・勧告に対する日本政府の回答

差別問題について

- ・ 歴史的教科書・史実の歪曲に関する指摘については、文部省の教科書検定制度を説明することにとどまった。
- ・ 在日コリアンに対する差別については、憲法第14条に規定された差別の禁止・法の下での平等に言及し、この条文に基づき差別のない社会の実現を迫りしてきたと主張。

- ・ 人種差別撤廃条約の批准にも言及し、この条約に基づく責任を「誠実に履行してきた」と主張。国連、その他の国際的な場面での差別撤廃に向けた活動にも言及。
- ・ 在日コリアンの強制的な改名については、日本国籍を取得する際、改名するという条件はなく、外国人が国籍を取る際には、「日本式の名に変える必要はなく本名を名乗る権利がある」と説明されているとして否定した。
- ・ 民族学校については、文部省の代表者が「国内法の下で様々な学校が認められているため、朝鮮学校に対する扱いが差別的であるとは言えない」と主張。
- ・ 性的指向及びジェンダー・アイデンティティに基づく差別は無視できない問題であり、人権侵害があった場合には個別の事情に基づき適切に和解・賠償(settlement)する。社会の教育・啓発も行っている。ジェンダー・アイデンティティ疾患の場合は、家庭裁判所に申請し、条件を満たす人が戸籍における性を変えることができると説明した。
- ・ 人種差別の撤廃に向けた措置については、上記の在日コリアンに対する差別に関して行なった説明（憲法の条文、ICERD の批准）を繰り返し、日本が批准している自由権規約・社会権規約にも差別を禁じる条文があることに言及。さらに、政府は人種差別のない社会の実現に向けて国内法を厳格に適用し、人種差別に関する社会啓発・教育活動も行っているとした。
- ・ 外国人に対する差別については、14条を含めて、憲法上の権利の殆どが外国人にも適用されていると説明。また、日本人と外国人が共存できる社会に向けて、異なる文化・価値観に対する尊重及び日本人と外国人の間の理解を促進する措置を実施している。外国人向けの人権カウンセリング制度についても言及した。
- ・ 女性に対する差別については、男女共同参画社会基本法の制定に言及し、基本計画(第2期)の実施及びを実施する前に市民社会や NGO と協議したことに言及。民法の下での結婚可能年齢の男女差異については法務省が男女とも18歳に修正することを提案する法案を用意し、現在政府がこの法案を検討していると回答。また、職場における差別については、出産による差別を禁じており、最近間接的な差別を禁じる新たな対策を講じたと説明。

人身売買と女性に対する暴力について

日本政府は、この問題に積極的に取り組んでいると説明、例として、2004年の人身売買対策行動計画の実施、2005年の刑法改正、人身売買罪の新設および被害者の法的地位を安定させるための特別措置、被害者向けのパンフレットを9ヶ国語で発行していることや、希望があった場合に任意送還を援助することに言及した。また、2007年に人身売買通報のための匿名ホットラインを設置したことに言及。この問題に取り組むため他のアジア各国との政府間会合も行っていることにも触れた。

難民申請者・難民について

日本政府は難民認定申請の再審査に関する質問に対し、ノン・ルフルマン原則を適用しており、難民・移住労働者権利条約に基づき難民の認定を決定していると主張。2005年から専門家を含む難民委員会ができたため、難民認定に関する中立性が強化されていると説明。

先住民族の権利について

先住民族の権利については、日本政府がこれまで繰り返して来た立場を説明するのみに留まった。

- ・ 「アイヌの人びと」が北海道において先住したという歴史的事実を認めており、アイヌが自由権規約第27条でいう自己の言語、信仰及び文化を有する「マイノリティ」であることを認める旨を発言。
- ・ また、北海道庁が実施しているウタリ対策及びアイヌ文化振興法の下でアイヌ文化を振興することで、アイヌの人々の生活を向上させるように努めている。今後も引き続きこの措置の促進及び協力を実施していく予定であるとした。

選択議定書の締結について

日本政府が個人通報制度を認める議定書等にまだ一切批准していないことを認め、「現在検討中だが、まだ判断の段階に達してない」と回答。拷問等禁止条約の選択議定書の批准については、「国内法の規定及び議定書の条文の両立について比較検討しながら検討中」と回答。

人権理事会の特別手続きに対する継続招待（Standing invitation）について

日本政府は特別手続きの重要性を認識しており、なるべく協力するようにしていると返答。国内人権機関の設置については、「2003年に人権擁護法案が廃案になり、現在法務省で審議中」という説明を繰り返したのみ。

市民社会の参画について

日本政府は、各人権条約の報告書を作成する過程において、毎回市民社会との対話・会合を行っていることを説明し、国連改革に関するパブリックフォーラムも2005年から毎年2回共同主催していると説明。UPRの報告書を作成するに当たり、外務省がUPRに関する情報をウェブサイト上に掲載し、市民及びNGOの意見を求めた。この結果、NGO 11団体及び214人の市民から回答を得たことを説明した。

以上

連絡先： 反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）事務局

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel:(03)3568-7709 Fax:(03)3586-7448

Email: imadrjc@imadr.org URL: <http://www.imadr.org/japan/>
